独 立 役 員 届 出 書

1．基本情報

会社名	株式会社ヴィッツ	コード	4440
提出日	2022/11/16	異動（予定）日	2022/11/29
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会において社外取締役及び社外監査役の選任議案が付議されるため		
☐ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）			

2．独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）													異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	領木正人	社外取締役								○								
2	成田晴哉	社外監査役	○													○		有
3	東幸哉	社外監査役											△					
4	植中裕史	社外取締役								○								
5	並木政一	社外取締役	○													○		有
6	大西浩一	社外監査役								○								
7	益川路隆	社外取締役	○													○	新任	有
8	杉山幸隆	社外監査役	○													○	新任	有

3．独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	同氏はオークマ株式会社において取締役副社長執行役員であります。同社は当社株式の7.19%を保有する株主かつ主要な販売先となっております。	同氏はオークマ株式会社において企業経営者としての豊富な経験と当社の属する業界に関する専門的な識見を有しており、それらを当社の経営に反映していただくため、社外取締役として選任しております。
2	―	同氏は金融機関での長年の経験と事業会社において経営に携わられたことから、財務、経理及び経営全般の監査における有効な助言を期待し、社外監査役として選任しております。また、同氏は、一般株主との間に利益相反が生じるおそれはなく、独立役員として適格であると判断しております。
3	同氏は過去においてパナソニック アドバンストテクノロジー株式会社の代表取締役社長でありました。同社は当社の販売先でした。	同氏はパナソニック株式会社において長年にわたりソフトウェア開発に携わるとともに、同社の国内外の関連会社において代表取締役社長等を歴任しております。そのことから当社の属する業界における専門的な識見と経営全般に関する監査における有効な助言を期待し、社外監査役として選任しております。
4	同氏はアイシン・ソフトウェア株式会社の取締役社長であります。同社と当社との間には営業取引の関係があります。	トヨタ自動車株式会社及びアイシン精機株式会社において、電気電子技術の技術者及び管理者として豊富な経験を有し、近年はアイシン・ソフトウェア株式会社の取締役社長として自動車業界の新技術対応を指揮されており、それらを当社の経営に反映していただくため、社外取締役として選任しております。
5	―	同氏は日本弁護士連合会常務理事及び東京弁護士会副会長を歴任された弁護士であります。当社の事業拡大において必要となる法的課題への対応やコンプライアンス経営の推進について適切な助言をいただくことを期待し、社外取締役として選任しております。また、同氏は、東京証券取引所が定める独立性基準にいずれも抵触しておらず、一般株主と利益相反の生じる恐れはないため、独立役員として的確であると判断しております。
6	同氏は株式会社アイシン法務部第１コンプライアンスグループのグループ長であります。同社と当社の間には営業取引の関係があります。また、同社は当社株式の7.19%を保有する大株主です。	同氏は株式会社アイシンの法務部における経験から培われた法令やコンプライアンスに関する高度な専門知識を当社の監査体制に反映していただくことを期待し、社外監査役として選任しております。なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。
7	―	同氏は公認会計士として会計事務所を経営しており、当社の財務・経理・税務の業務について、専門的立場で適切な助言をいただくことを期待し、社外取締役として選任しております。また、同氏は、一般株主との間に利益相反が生じるおそれはなく、独立役員として適格であると判断しております。
8	―	同氏は金融機関での長年の経験と事業会社において経営に携わられたことから、財務、経理、事務管理システム及び経営全般の監査における有効な助言を期待し、社外監査役として選任しております。また、同氏は、一般株主との間に利益相反が生じるおそれはなく、独立役員として適格であると判断しております。

4．補足説明

当社は独立役員について、株式会社東京証券取引所の定める独立役員の独立性の判断基準等を参考として、経歴及び当社との関係から一般株主と利益相反が生じるおそれのないと判断した人物を独立役員として選任することとしております。

※1　社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
※2　役員の属性についてのチェック項目
　a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
　b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
　c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
　d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
　e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
　f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
　g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
　h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
　i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
　j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
　k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
　l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
　以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。
※3　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
※4　a～ｌのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。
※5　独立役員の選任理由を記載してください。